

日本インターベンショナルラジオロジー学会・日本心血管インターベンション治療学会合同認定 インターベンションエキスパートナース（INE）更新制度規定

第一条 目的

インターベンションエキスパートナース（以下 INE）の資質の向上ならびに維持を目的として、更新制度（単位取得制度）をもうける。

第二条 単位取得

INE 資格の有効期間である 5 年間に 50 単位以上を取得する。

第三条 更新申請

申請書類（期日前に学会事務局より郵送）に所定事項を記載し、単位取得を証明する書類を添付の上、審査料とともに事務局宛に期日までに提出する。

審査料：5,500 円

単位取得方法（単位取得証明書類）

- ①INE 講習会の受講（受講証明書：原本 審査終了後に返却）
- ②IVR、CVIT 関連学術集会への参加（出席証明書：原本 審査終了後に返却）
- ③IVR、CVIT 関連学術集会での発表（プログラムのコピー）
- ④IVR、CVIT 関連執筆（出版論文のコピー）

単位の規定

各項目での上限規定なし

- ①IVR、CVIT 関連学術集会、研究会への参加による単位数は個別に認定する。
- ②IVR、CVIT 関連学術集会、研究会での発表は、参加の場合と同じ単位数を認める。
- ③IVR、CVIT 関連執筆（筆頭と筆頭以外の区別なし）
原著、総説、症例報告、書籍分担執筆などで、10 単位を認める。

第四条 更新の猶予：

更新申請が期日までに不可能な場合は、その理由を事務局に申告し日本インターベンショナルラジオロジー学会・日本心血管インターベンション治療学会合同認定インターベンションエキスパートナース制度委員会により認められた場合に限り更新申請を 3 年間猶予できる。

第五条 IVR、CVIT 関連学術集会、研究会の単位認定について

INE 更新単位取得認定学術集会としての新規申請は、ホームページからダウンロードした申請書に所定事項（学術集会名、開催周期、開催場所、事務局・代表者など）を記載の上、開催を証明する書類（プログラムや開催案内書などのコピー）を添付して事務局宛に申請する。認定されたものは単位数が規定される。

付記

本規定は 2019 年 6 月 2 日より改定施行する。
（下線部が改訂箇所）